

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律（令和4年法律第41号）

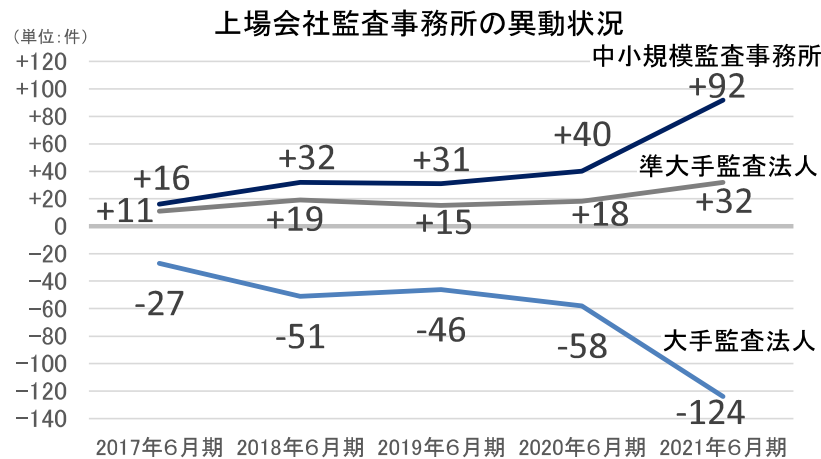
会計監査の信頼性の確保並びに公認会計士の一層の能力発揮及び能力向上を図り、もって企業財務書類の信頼性を高めるため、①上場会社等の監査に係る登録制度の導入、②監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し、③公認会計士の資格要件の見直し等の措置を盛り込んだ「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律(令和4年法律第41号)」が2022年5月11日に成立し、同年5月18日に公布された。(別紙1参照)

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景: 上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入
【公認会計士法第34条の34の2等】
 - 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認
【公認会計士法第34条の34の6】
 - 上場会社の監査事務所に対し、適切な体制整備を規律付け
(監査法人のガバナンス・コードの受入れや情報開示の充実を想定)
【公認会計士法第34条の34の14】
- ※ 上場会社等には、登録を受けた監査事務所から監査証明を受けることを求める。
【金融商品取引法第193条の2第1項・第2項】

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

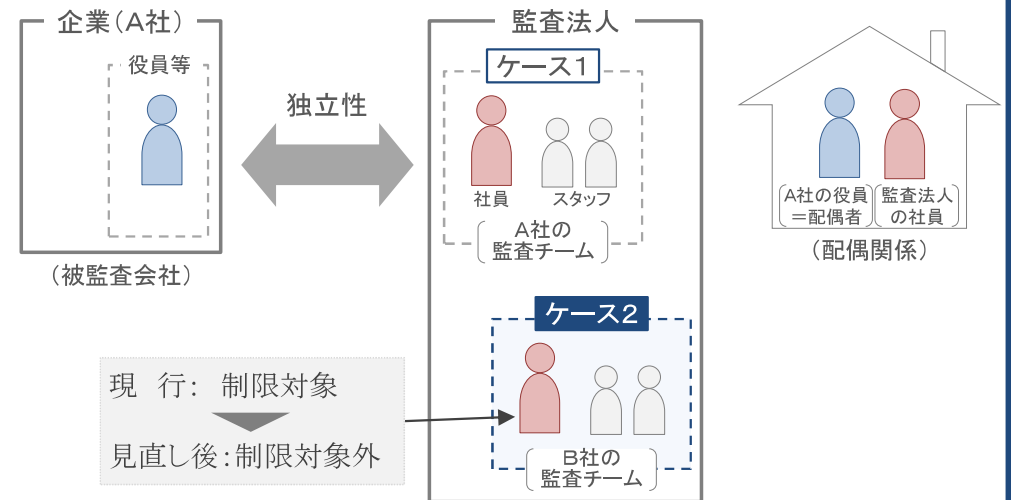
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し
【公認会計士法第49条の4第2項】

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景: 共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)
【公認会計士法第34条の11第1項】



＜その他の事項＞

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
【公認会計士法第17条】
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)
【公認会計士法第3条】
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
【公認会計士法第21条】
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)
【公認会計士法第44条第1項】

第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような取組みや制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための取組み

企業と投資家との建設的な対話に資する充実した企業情報の開示を促すため、「記述情報の開示の好事例集」の公表・更新を行っているところ、今事務年度は、有価証券報告書の事業の状況等の好事例に加え、近年、社会的な関心が高まっている項目である「サステナビリティ情報」に関する好事例を取りまとめ、公表を行った（2021年12月21日公表、2022年3月25日最終更新）。（別紙1参照）

2. 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループにおいて、企業の持続的な価値創造の基盤となる人的投資や多様性などのサステナビリティに関する取組みについて、企業と投資家との間で共通の理解を作るため、非財務情報開示の充実に向けた所要の措置を検討するとともに、四半期開示の見直しについても検討を行った。これらの検討結果を踏まえて「ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を公表した（2022年6月13日）。（別紙2参照）

報告には主に以下の内容が盛り込まれ、今後制度整備等を行うこととされた。

- ① 有価証券報告書に気候変動対応等のサステナビリティ情報の記載欄を新設するとともに、人材育成方針や社内環境整備方針、これらを表現する指標・目標、男女間賃金格差、女性管理職比率、取締役会等の活動状況等を開示項目とする。
- ② 重要な契約に係る開示充実のため、その要件等の明確化を図る。
- ③ 四半期開示について、金融商品取引法上の四半期報告書を廃止して、取引所の四半期決算短信に「一本化」することが適切と考えられ、具体策（義務付け、開示内容、監査・レビューの在り方等）を引き続き議論する。

また、報告においては、サステナビリティ開示に関する企業や投資家の実務的準備に資するロードマップ、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）の役割の明確化、四半期決算短信への「一本化」の具体化に関する課題等について、当ワーキング・グループにおいて更なる検討を進める必要があるとされている。

3. 金融審議会市場制度ワーキング・グループ

2021年6月18日に公表された「市場制度ワーキング・グループ 第二次報告」を受け、開示制度に関して、以下の改正等を行った。

- (1) 少人数私募の人数通算期間の見直し

少人数私募の人数通算期間を6か月から3か月に短縮するため、政令及び内閣府令の改正を実施した（2022年1月28日公布、同月29日施行）。

(2) 特定投資家私募制度の拡充

証券情報等の提供又は公表に関する内閣府令において金融庁長官が指定することとされている特定証券情報・発行者情報の内容や提供又は公表の方法等について、新たに整備された日本証券業協会の自主規制規則を告示指定した（2022年6月30日公布、同年7月1日施行）。

(3) プロ投資家向けのインターネット勧誘（広告）に係る募集概念の明確化

インターネットで募集に係る広告をすることについて、適格機関投資家や特定投資家のみが閲覧可能な場合（例えば、金商業者等のインターネット上の専用サイトで勧誘や広告を行う場合）、その適切な運用が確保されることを前提に、有価証券の募集に該当しない旨を明確化するため企業内容等開示ガイドラインを改正した（2022年6月17日公表・適用）。

4. 企業内容等開示ガイドラインの改正

2021年10月7日、第三者割当に係る有価証券届出書について、重点的な審査対象及び審査要領をより一層明確化するため、以下のように開示ガイドラインを改正。

(1) 重点的に行う審査対象の明確化

- ①重点的に行う審査対象となるか判定する条件の1つである「割当予定先の周知性（低い場合に対象となる）」の概念の明確化
- ②「その他審査の必要があると考えられるもの」の例示を追加

(2) 審査要領の明確化

- ①投資者保護の観点から、有価証券発行の必要性など投資情報の充実
- ②調達資金の予定用途への充当可能性の確認など着目点の明確化
- ③割当予定先等への実態確認の手続の明確化

II 開示諸制度の運用

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査であり、本事務年度は、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」及び「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」の改正を審査）、②重点テーマ審査（特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査であり、本事務年度は、「新型コロナウイルス感染症に関する開示」及び国際会計基準（IFRS）第15号「顧客との契約から生じる収益」を審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2022年3月25日）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っている。例えば、大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や、公開買付者が提出する公開買付届出書などについて、その記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

本事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載等	8件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

有価証券の勧誘・販売が「有価証券の募集」に該当し、募集金額が1億円以上となる場合、事前に有価証券届出書の提出が必要となるが、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例（いわゆる無届募集）が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の慫慂を行った。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、EDINETのシステム再構築に係る取組みを行っている。本事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. EDINETのシステム再構築

EDINETのシステム再構築について、2020年10月から構築作業を実施しているところ、コロナの影響等による作業進捗への影響を受けたことから、開発スケジュールの見直しや開発体制の増強等の必要な措置を講じつつ開発を進めている。当該構築作業においては、パブリッククラウドの採用やアジャイル型開発手法等の新しい技術・手法を活用する¹とともに、利用者の利便性向上のため、EDINETで公表する有価証券報告書等の閲覧年限の延長に向け取り組んでいる。

¹ 次期システムの画面の設計・開発において、構築事業者とユーザが協働して、画面の作成・確認を漸次的に行い、ひとまとまりの構築単位ごとの完成を積み重ね、開発を進めている。

また、次期システムの運用・保守については、意見招請における結果を踏まえて仕様書を確定させ、事業者の調達を行った。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) IFRSの任意適用企業の拡大促進

IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2022年6月末時点で268社、全上場企業の時価総額の45.6%まで増加した。（別紙3参照）

IFRSへの移行状況や国際的な意見発信等に関する取組状況については、企業会計審議会総会・会計部会において審議が行われた（2021年11月）。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、基本財務諸表やのれんの会計処理について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

なお、ASBJは、国際会計基準審議会（IASB）が公表した「第3次アジェンダ協議」に対して、ASBJの会議で審議（金融庁はオブザーバー）の上でコメントレターを提出し（同年9月）、のれんの会計処理やその他の包括利益（リサイクリング）等のプロジェクトについて、IASBが最優先で取り組むべきである旨の意見発信を行った。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、日本基準を国際的に整合性のあるものとするための取組みが進められており、金融商品会計基準について、2019年10月に金融機関の貸出金の減損（償却・引当）の見直しに着手することを決定し、現在、検討が進められているほか、リース会計基準の見直しに向けた検討も進められている。

(4) 国際会計人材の育成

公益財団法人財務会計基準機構（FASF）において、「国際会計人材ネットワーク」²（注）の登録者等を対象に、「我が国のサステナビリティ開示のあり方を考える」をテーマとしたシンポジウム（2022年3月）が開催され、金融庁も講演を行った。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

² IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。同ネットワークへの登録者は、2022年6月時点で1299名となっている。

近年の不正会計事案等を受け、2016年3月8日、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され（別紙4参照）、「監査法人のガバナンス・コード」の策定（別紙5参照）、「監査法人のローテーション制度に関する調査報告」（第一次報告、第二次報告）の公表（別紙6、7参照）等の取組みが行われてきた。

こうした中、その後の経済社会情勢の変化に伴って、監査品質に対する社会からの期待の高まり、公認会計士が担う役割の広がり、働き方の多様化、AIを含むITを活用した監査手法の導入・開発の進展、サステナビリティ情報等の非財務情報に対する投資家の関心の高まりなど、会計監査を巡る環境に変化がみられている。

このような環境変化に対応するため、2021年9月より、「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」が開催され、同年11月12日、会計監査の信頼性確保、公認会計士の能力発揮・能力向上、高品質な会計監査を実施するための環境整備等を内容とする論点整理が取りまとめられた。（別紙8参照）

2. 公認会計士法等の改正

「会計監査の在り方に関する懇談会（令和3事務年度）」の論点整理を踏まえ、公認会計士制度に関する事項については、2021年11月より、「金融審議会公認会計士制度部会」において議論され、2022年1月4日、上場会社等の財務書類について監査証明業務を行う監査法人等に対する登録制度の導入、監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し等を内容とする報告が取りまとめられた。（別紙9参照）

同報告の内容を踏まえ、2022年3月1日、「公認会計士法及び金融商品取引法の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に提出された。

同法律案は、2022年通常国会において5月11日に成立し、同月18日に公布された（令和4年法律第41号）。

3. 「監査に関する品質管理基準」の改訂

2021年11月に、監査事務所に適切な監査業務の実施を求め、監査の品質に影響を及ぼす可能性のあるリスクの積極的な識別・対応を求めることを内容とした、「監査に関する品質管理基準」の改訂を行った。（別紙10参照）

4. 「監査上の主要な検討事項（KAM）」の充実化に向けた取組み

「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図るため、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」の公表を行った（2022年3月4日公表）。（別紙11参照）

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。この

ため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

本事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた3監査法人に対し業務改善命令等を発出したほか、継続的専門研修（CPE）の履修義務不履行者に対する懲戒処分を実施するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2021年7月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士1名	業務停止2月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年7月	公認会計士2名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2021年8月	監査法人 原会計事務所	業務停止1月	著しく不当な業務運営
2022年3月	公認会計士2名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2022年3月	公認会計士2名	業務停止1月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2022年4月	公認会計士1名	業務停止1月	業務制限違反等
2022年5月	仁智監査法人	新規業務停止1年、 業務改善命令	著しく不当な業務運営
2022年6月	公認会計士4名	戒告	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年6月	公認会計士4名	業務停止1月、 業務改善指示	継続的専門研修の履修義務の不履行(注)
2022年6月	公認会計士1名	業務停止6月	信用失墜行為

2022年6月	公認会計士1名	業務停止6月	信用失墜行為
2022年6月	UHY東京 監査法人	業務改善命令	著しく不当な業務運営

(注) 日本公認会計士協会からの継続的専門研修(CPE)の履修義務不履行者に係る行政処分請求を受け、調査を行った結果、処分を行ったもの。

(参考)

	2018年 6月末	2019年 6月末	2020年 6月末	2021年 6月末	2022年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	30,365	31,153	31,784	32,465	33,192
監査法人の数 (法人)	230	237	246	262	278

Ⅶ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は東京に事務局を設置する監査監督当局の国際機関であり、54 カ国・地域の当局が加盟している。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟している。（別紙 12 参照）

I F I A Rではグローバルな監査品質の向上に向けて、加盟当局の能力向上に向けた取り組みや財務報告エコシステム¹におけるステークホルダーとの対話等を行っている。金融庁及び公認会計士・監査審査会は、2021 事務年度において、I F I A R副議長国及び代表理事国として、2022 年 4 月の I F I A R本会合において監査監督の現状と今後の見通しに関する議論や I F I A Rのメンバー加盟に資する新たなメンバー類型（準会員資格）の創設などの、I F I A Rの議論・活動に積極的に参画した。また、特に副議長国としては、国際的な監査基準設定主体のガバナンス改革に関する議論や I F I A Rと国際的な大手監査法人ネットワークの経営層等との対話を主導するなど I F I A Rの組織運営にもより一層関与し国際機関としての機能発揮に貢献した。さらに、全てのワーキンググループに参加し幅広く貢献を行っており、例えば、執行分野に関する情報交換等を目的としたワークショップの開催や監査人及び監査に関連するリスクの議論を行う会議を主導したほか、投資家・その他利害関係者作業部会において、同部会の諮問グループメンバーと連携し、コロナを受けた監査人や監査監督当局に対する投資家等の期待に係る調査を行った。

I F I A Rの活動を通じて得られた知見については、監査法人のモニタリング等に活かすために内部で共有したほか、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点からも活用した。具体的には、監査品質に関する意識と検査能力の一層の向上に資するよう、各国・地域の検査における諸課題と、その対応方法・検査手法の共有等を目的とした I F I A Rの検査ワークショップの内容に関する研修を検査官向けに実施した。また、国内における会計監査税務や経済界、金融資本市場関係等の各団体を幅広く会員とする「日本 I F I A Rネットワーク」の第 6 回総会を 2022 年 7 月に開催し、関係者と監査品質の向上や I F I A Rのあり方に関する意見交換を行ったほか、同ネットワークの活動を契機とした講演・寄稿等を通じて、I F I A Rの活動を国内に発信した。（別紙 13～14 参照）

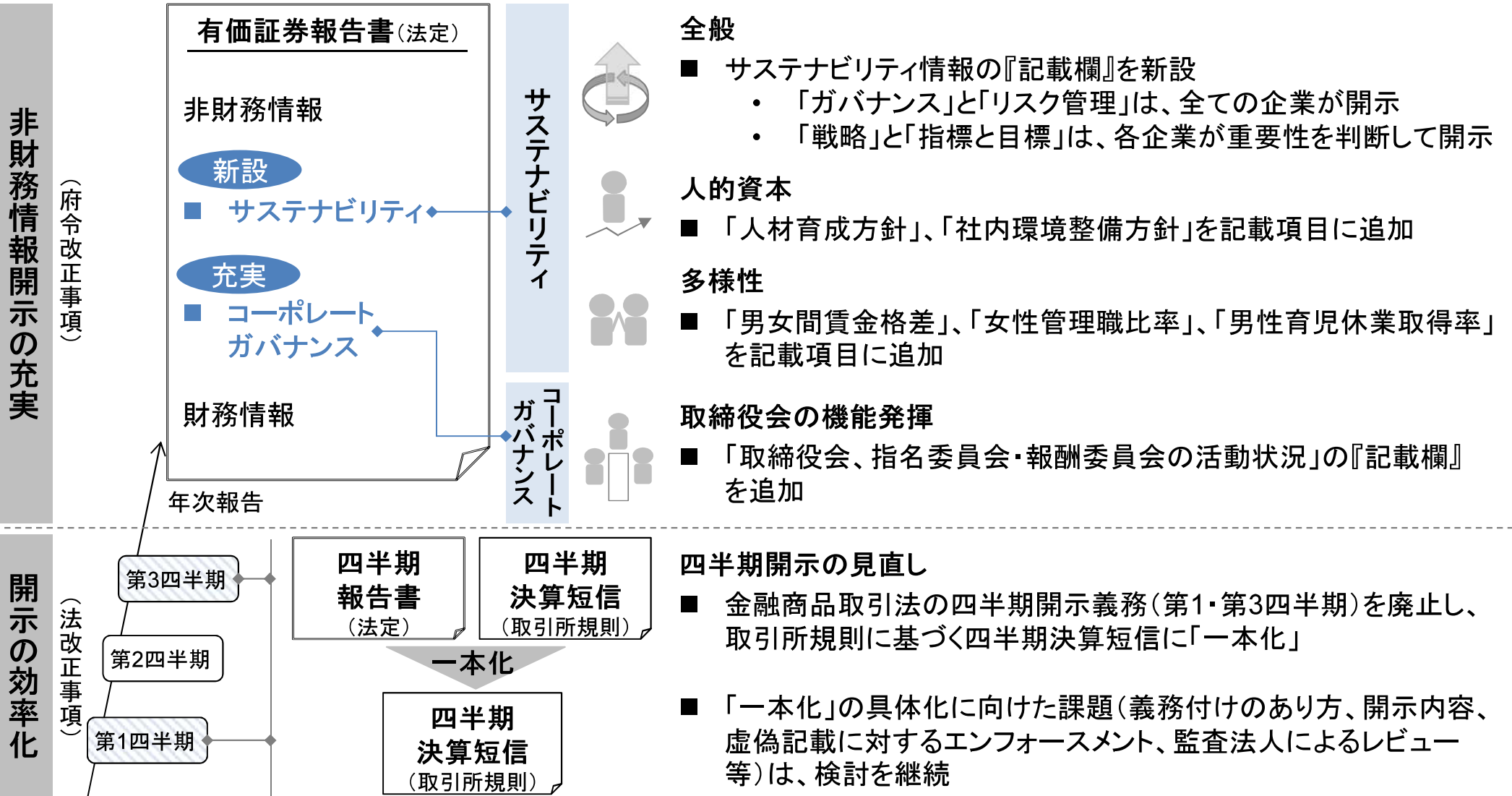
また、I F I A Rのホスト国²として、金融庁及び公認会計士・監査審査会は、我が国資本市場の一層の国際化の観点から、I F I A Rとのホスト合意等に基づき、事務局員としての職員の派遣を含め、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。

¹ 企業経営陣、監査委員会、外部監査人、基準設定主体、規制監督当局、投資家その他利害関係者等の様々な関係者が財務報告の作成・監査・利用等に関する枠組み

² I F I A Rは、東京に事務局を置く唯一の金融関係国際機関

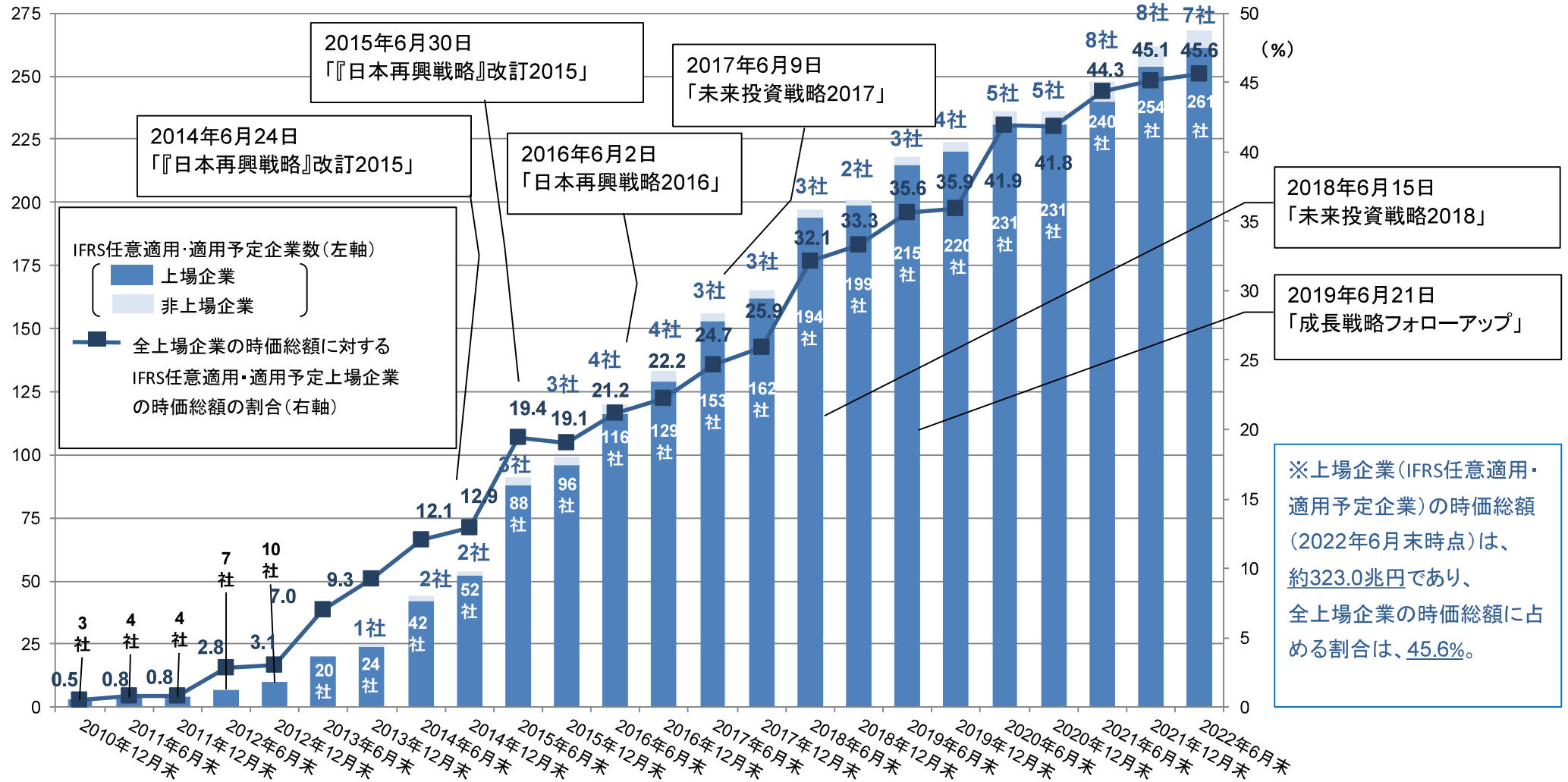
金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要

□ ディスクロージャーワーキング・グループでは、昨今の経済社会情勢の変化を踏まえ、非財務情報開示の充実と開示の効率化等についての審議を実施。これまでの審議に基づき、以下の内容を取りまとめ



(注)上記の他、企業が他者と締結する重要な契約の開示要件の明確化、英文開示の促進についても取りまとめている

日本におけるIFRS適用状況(2022年6月30日時点:268社)



※日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

※2020年6月末以降は、東証上場会社の決算短信に記載された「会計基準の選択に関する基本的な考え方」において、IFRSの適用を予定している旨を適用時期を明示したうえで記載した会社を含む。

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

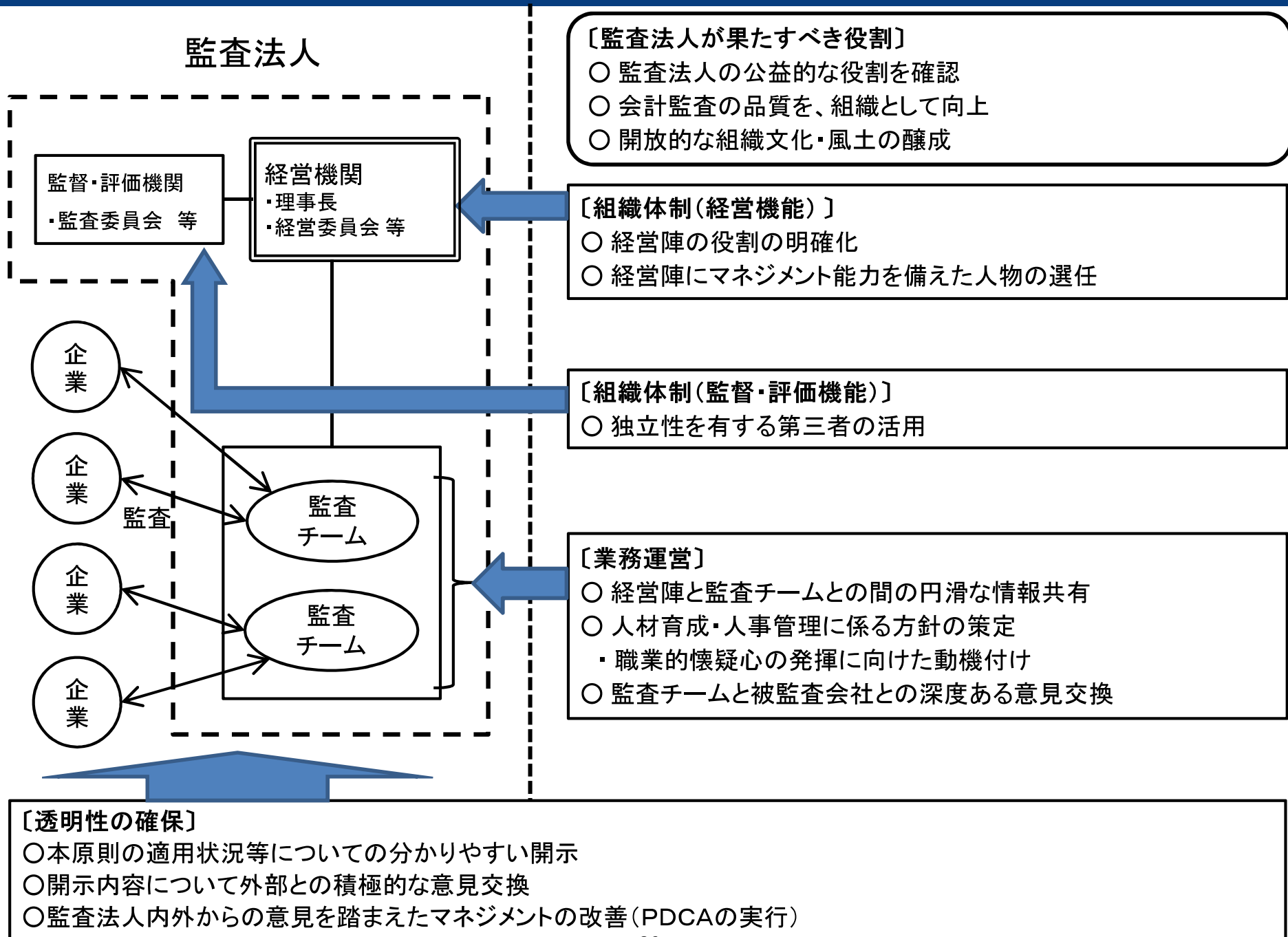
- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)

有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上

監査法人の組織的な運営に関する原則(監査法人のガバナンス・コード)

(別紙5)

(2017年3月31日公表)



監査法人のローテーション制度に関する第一次調査報告

(2017年7月20日公表)

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

調査報告のポイント

監査法人の交代に際して支障となり得る実務面の課題に対処しつつ、監査市場の寡占状態の改善や非監査業務の位置付けという観点も含め、海外の動向を踏まえながら、より幅広く監査市場の在り方についての分析・検討を行う必要。

パートナーローテーション等の実態調査

- 大手監査法人では、パートナーローテーション制度を確実に遵守するよう、システム整備も含めて対応。
- ただし、パートナー以外の立場(監査補助者)で長期間従事していた者が引き続きパートナーに就任した事例など、全体として見れば相当な長期間にわたり、同一企業の監査に関与していたと見られる事例が一部に存在。「新たな視点での会計監査」の観点から問題が生じるリスクが懸念される。
- 当該企業の監査に関与したことの無い者と組み合わせて監査チームを組成するなど、制度趣旨に則った実効的な運用を行う必要。

監査法人の交代に関する実態調査

- 監査法人の交代は、直近1年間で140社に上り、調査開始以来、最高水準。
- 交代に向けて十分な準備期間を確保し、社内の体制整備を行うことが、実務上の混乱・支障を最小限に抑える上で重要。
- 監査市場が寡占状態であり、監査法人交代の選択肢が限られている点は、制度を検討する上で引き続き課題。
- 交代時の引継ぎに関し、手作業で書き写すという現状の方法が効率性・コスト面で適切か、検討が必要。

(参考) 海外の議論の動向

- 既に監査法人のローテーション制度を導入している英国では、大手建設会社による不正会計を機に、監査制度の在り方を巡って議論が行われており、2019年4月、競争・市場庁(CMA)も調査報告書を公表。

【英CMAの提案概要】

当局による上場大手企業の監査委員会の活動の監視、Big4以外を含む複数の監査法人による共同監査の義務付け、監査部門と非監査部門の経営上の分離など

- なお、米国では現在も監査法人の強制ローテーション制度の導入に向けた議論は進んでいない。

会計監査の在り方に関する懇談会(令和3事務年度) 論点整理(概要)

環境変化・新たな課題

対応の方向性

会計監査の信頼性確保	<ul style="list-style-type: none"> 企業活動が複雑化し、上場会社の多様性が広がる中、中小監査事務所を含め、上場会社の監査の担い手の裾野が拡大 会計監査の品質管理の高度化 海外における監査の在り方の見直しに向けた動向 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中小監査事務所等に対する支援の充実 ■ 上場会社の監査に高い規律を求める制度的枠組みの検討 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「監査法人のガバナンス・コード」の受け入れの促進 ■ 「第三者の眼」によるチェック機能の発揮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 深度ある品質管理レビューの実施 ・ 公認会計士・監査審査会による検査範囲の見直し
公認会計士の能力発揮・能力向上	<ul style="list-style-type: none"> 公認会計士の働き方の多様化 <ul style="list-style-type: none"> — 女性活躍の進展 — 組織内会計士の増加 監査基準の高度化やAIを始めとする監査の技術革新の進展 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限について見直しを検討 ■ 組織内会計士向けの指導・支援を広げるための方策の検討や、研修プログラムの充実等 ■ 継続的専門研修(CPE)、実務補習・業務補助等の充実 (公認会計士試験制度の在り方については、中長期的な目線で検討) ■ 監査事務所と企業の人材交流等による公認会計士の現場感覚の養成 ■ CPEの受講義務を適切に履行しない者に対する対応
高品質な会計監査を実施するための環境整備等	<ul style="list-style-type: none"> コーポレートガバナンス・コードに基づく企業の取組み 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 監査役等や内部監査部門とのコミュニケーション・連携の強化 ■ 内部統制の整備・運用状況の分析、実効性向上に向けた議論

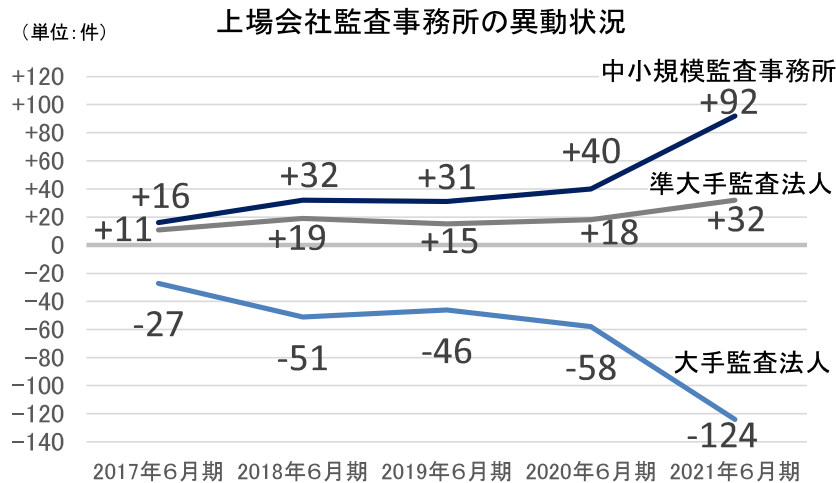
金融審議会公認会計士制度部会報告 (概要)

会計監査を取り巻く経済社会情勢の変化を踏まえ、
会計監査の信頼性確保や公認会計士の一層の能力発揮・能力向上に資する公認会計士制度を実現

会計監査の信頼性確保

上場会社監査に関する登録制の導入

背景: 上場会社監査の担い手の裾野の拡大



- 上場会社監査について、法律上の登録制を導入。
- 登録に際し、日本公認会計士協会が適格性を確認。
- 上場会社の監査事務所に対し、監査法人のガバナンス・コードの受入れなどの体制整備や情報開示の充実を規律付け。

公認会計士・監査審査会によるモニタリング

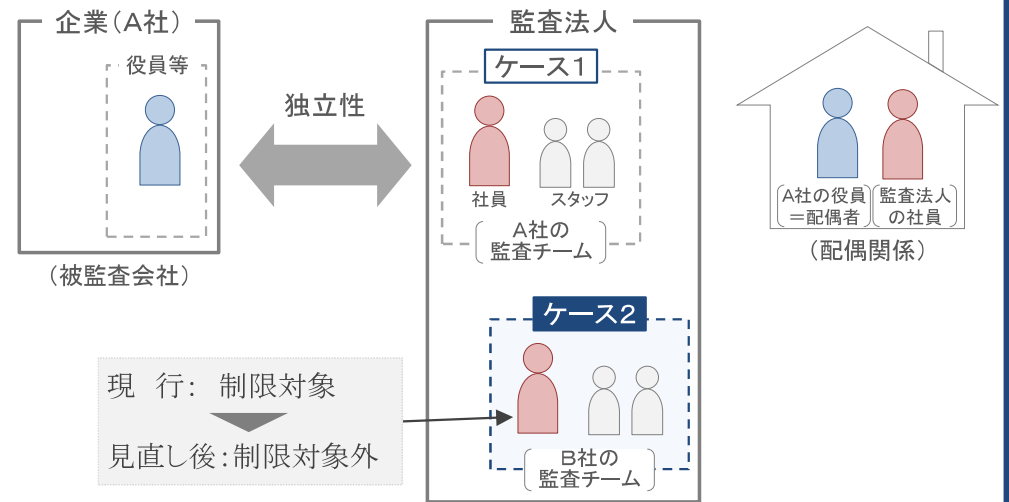
- 公認会計士・監査審査会の立入検査権限等の見直し

公認会計士の能力発揮・能力向上

監査法人の社員の配偶関係に基づく業務制限の見直し

背景: 共働き世帯の増加、監査法人の大規模化

- 監査に関与する社員等に業務制限の対象を限定。
(現行制度は、監査に関与するか否かを問わず、全社員が対象)



<その他の事項>

- 企業等に勤務している公認会計士の登録事項に「勤務先」を追加
- 資格要件である実務経験期間の見直し(2年以上→3年以上)
- 継続的専門研修の受講状況が不適当な者等の登録抹消規定の整備
- 日本公認会計士協会による会計教育活動の推進
(協会の会則記載事項として会計教育活動を位置づけ)

監査に関する品質管理基準の改訂(概要)

品質管理基準とは

- 監査法人が監査業務の質を合理的に確保するための、業務運営(品質管理システム)に関するルール。

改訂案の概要

改訂前

- 監査法人が、品質管理システムの項目ごとに、あらかじめ定められた品質管理の方針及び手続を整備、運用。

改訂後

- 監査法人自らが、監査業務の質を主体的に管理し、品質管理システムの項目ごとに、自ら達成すべき品質目標を設定し、当該品質目標の達成を阻害しうるリスクを識別・評価し、リスクに対処するための方針又は手続を整備・運用。
- 監査法人が実施する業務の内容や監査事務所の状況に応じた品質管理システムを整備・運用。
- 監査法人は、少なくとも年に1度、品質管理システムを評価。評価結果等について、十分な透明性を確保。

改訂案の実施時期

- 2023年7月以後に開始する事業年度に係る財務諸表監査から実施。
(早期適用も可。中小規模監査事務所は1年遅れの適用も可。)

「KAMの特徴的な事例と記載のポイント」の概要

「監査上の主要な検討事項（KAM）」の実務の定着と浸透を図ることを目的として、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」を公表（2022年3月公表）。

- 監査上の主要な検討事項（KAM）は、2021年3月期から本適用開始
- 今後の更なる実務の定着と浸透を図るため、「KAMに関する勉強会」を開催し、記載内容や傾向について議論
- 本勉強会の議論を踏まえ、「監査上の主要な検討事項（KAM）」の特徴的な事例と記載のポイント」を公表
- それぞれの事例には、特徴的な記載として着目したポイントを各頁の上部に記載の上、主に該当する箇所を青色の枠囲みで表示
⇒ 公表資料を参考に、今後、更なるKAMの記載の充実化を図られることを期待

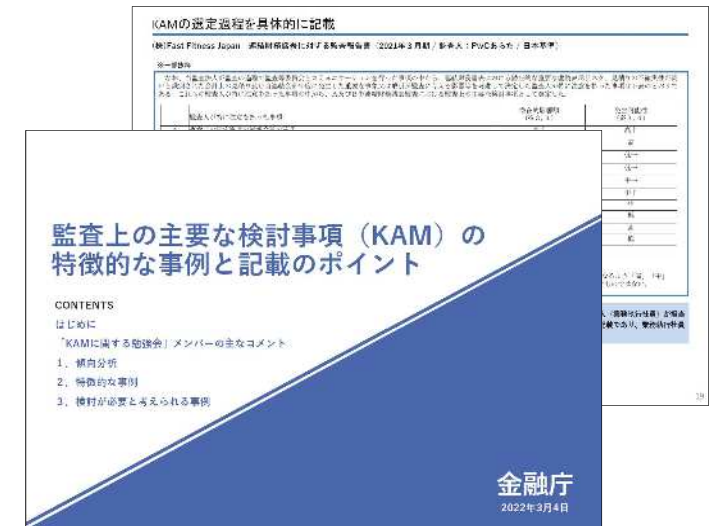
勉強会メンバー

- メンバー（11名）※五十音順

氏名	会社
井口 譲二 氏	ニッセイアセットマネジメント株式会社 チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー 執行役員 総括部長
今給黎 真一 氏	(株)日立製作所 財務統括本部担当本部長
大瀧 晃栄 氏	SMBC日興証券(株) 株式調査部 シニアアナリスト / (公社)日本証券アナリスト協会 企業会計研究会 委員
小畑 良晴 氏	(一社)日本経済団体連合会 経済基盤本部長
川島 勇 氏	日本電気(株) 常勤監査役 / (公社)日本監査役協会 副会長
三瓶 裕喜 氏	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表
志村 さやか 氏	日本公認会計士協会 常務理事
林 隆敏 氏	関西学院大学商学部 教授
増野 大作 氏	野村證券(株) エクイティ・リサーチ部デピュティヘッド
町田 祥弘 氏	青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科 教授
松本 祥尚 氏	関西大学会計専門職大学院 教授

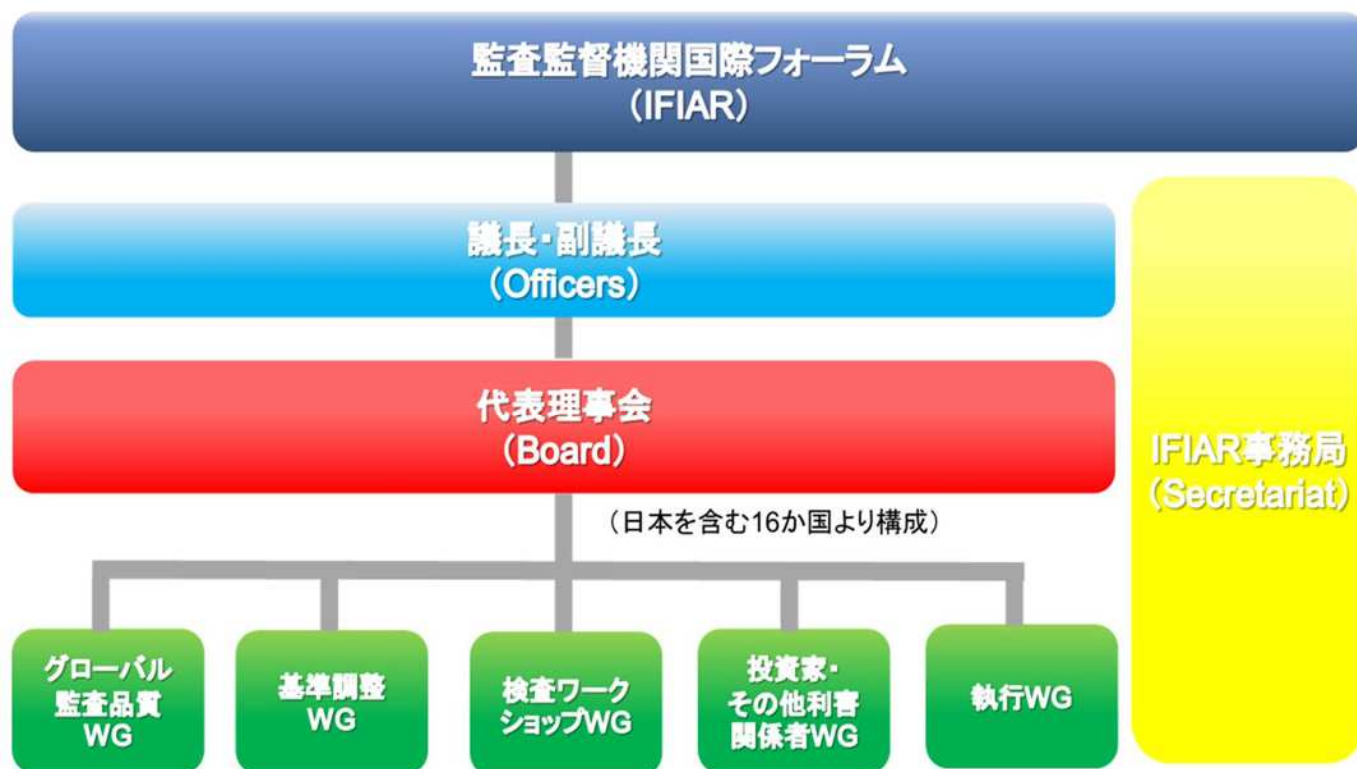
- 上記メンバーに加え、以下の関係者を招き、意見交換を実施

有限責任あずさ監査法人	有限責任監査法人トーマツ	EY新日本有限責任監査法人
PwCあらた有限責任監査法人	太陽有限責任監査法人	(株)Fast Fitness Japan



IFIAR組織構成及び加盟国

○ IFIAR組織図



(注) 日本は全てのワーキンググループ(WG)に参加している。

○ IFIAR加盟国(54カ国・地域)

(2022年6月末現在)

欧州 (32)

- | | |
|--------------------|----------------------|
| アイルランド(IAASA) | デンマーク(DBA) |
| アルバニア(POB) | ドイツ(AOB) |
| <u>イギリス(FRC)</u> | <u>ノルウェー(FSA)</u> |
| イタリア(CONSOB) | ハンガリー(APOA) |
| ウクライナ(APOB) | フィンランド(AB3C) |
| オーストリア(ASA) | <u>フランス(H3C)</u> |
| <u>オランダ(AFM)</u> | ブルガリア(CPOSA) |
| キプロス(CyPAOB) | ベルギー(CRME) |
| ギリシャ(HAASOB) | ポーランド(AOC) |
| クロアチア(APOC) | ポルトガル(CMVM) |
| <u>ジブラルタル(FSC)</u> | <u>リトアニア(AAA)</u> |
| ジョージア(SARAS) | ルーマニア(ASPAAS) |
| <u>スイス(FAOA)</u> | <u>ルクセンブルグ(CSSF)</u> |
| スウェーデン(SIA) | ロシア(MOF/FSFBO) |
| <u>スロバキア(AOA)</u> | |
| スロベニア(APOA) | |
| スペイン(ICAC) | |
| <u>チェコ(RVDA)</u> | |

アジア・オセアニア(11)

- インドネシア(FPSC)
 - 韓国(FSC/FSS)
 - シンガポール(ACRA)
 - スリランカ(SLAASMB)
 - タイ(SEC)
 - 台湾(FSC)
 - 日本(CPAAOB/FSA)
 - フィリピン(SEC)
 - マレーシア(AOB)
 - オーストラリア(ASIC)
 - ニュージーランド(FMA)
- 中東(4)
- アブダビ(ADAA)
 - サウジアラビア(CMA)
 - ドバイ(DFSA)
 - トルコ(POA/CMB)

アフリカ(3)

- ボツワナ(BAOA)
- 南アフリカ(IRBA)
- モーリシャス(FRC)

北米(2)

- アメリカ(PCAOB)
- カナダ(CPAB)

中南米(2)

- ケイマン(AOA)
- ブラジル(CVM)

※下線を引いてある22カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関。
- 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のために、我が国の産官学をあげた支援が必要。
- 誘致過程で支援を表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待が寄せられている。

⇒我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化することで、IFIAR事務局の活動支援、及び我が国における監査品質に関する意識の向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員：別紙の各団体
- 活動内容
 - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じてIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会（I B A）
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

1. 株式投資型クラウドファンディングに関する制度の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、株式投資型クラウドファンディングにおける発行総額の算定方法及び投資家の投資上限額のあり方を見直しが提言されたことを受けて、同見直しに係る政令等の改正を行った（2022年1月施行）。

2. 特定投資家に移行可能な個人の要件の弾力化に関する制度整備

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、特定投資家に移行可能な個人の要件について、新たに「年収・職業経験・保有資格・取引頻度」といった要素を勘案することが適当である旨が示されたことを受けて、同要件の弾力化に係る内閣府令等の改正を行った（2022年7月施行）。

3. 銀証ファイアーウォール規制の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ第二次報告（2021年6月）において、上場会社等の非公開情報等に関する銀証ファイアーウォール規制の見直し等と弊害防止措置の実効性強化について方針が示されたことを受けて、内閣府令等の改正を行った（2022年6月施行）。

4. 最良執行方針等の見直し

金融審議会市場制度ワーキング・グループ「最良執行のあり方等に関するタスクフォース」報告書（2021年6月）において、個人投資家に対する最良執行方針等をより価格を重視する方向に見直すこと及びSOR（Smart Order Routing）の透明化やレイテンシー・アービトラージへの対応に関して制度を見直すことの方針が示されたことを踏まえて、金融商品取引業者等の最良執行方針等に関する政令等の改正を行った（2022年5月公布）。

5. レバレッジ・インバース型ETF等の規制強化

レバレッジ・インバース型ETF等については一般的なETF等とは異なるリスク特性があることを踏まえ、広告・説明義務の強化や信用取引保証金率の引上げを内容とする内閣府令の改正を行った（2021年11月公布）。

II 金融商品取引所をめぐる動き

1. 市場構造改革について

2022年4月、東京証券取引所はそれまで5つあった市場区分を3つの新市場（プライム、スタンダード、グロース）に再編する市場区分の見直しを実施した。また、これまで市場第一部と対象銘柄が同一であったTOPIXについて、市場区分から切り離し、市場代表性に加え投資対象としての機能性を高めることを目的とする見直しに着手した。

2. 東京証券取引所のシステム強靱化

2021年10月、東京証券取引所は、システム障害を契機とする市場のレジリエンス・利便性の向上や国際競争力の強化等の観点から、2024年度に立会時間の30分延伸を実現するため、検討・準備を開始した。

Ⅲ 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 店頭デリバティブ取引情報に関する識別子導入

店頭デリバティブ取引情報に関する国際的な議論等を踏まえ、識別子の導入等報告項目を拡充するため、内閣府令等の改正についてパブリックコメントを実施した（2022年4月）。

2. 清算機関、振替機関等に対する監督指針の改正

清算機関、振替機関等の金融市場インフラは関係者の意見を適切に考慮した運営が求められるところ、その点の明確化等を図るための監督指針の改正を行った（2022年6月）。

3. 外国清算機関免許制度に関する当局会合への参加

外国清算機関免許制度及び適用除外制度のもとで清算業務を行う清算機関の母国当局が主催する危機管理グループ会合や監督カレッジ会合に参加した。

IV 国際金融センターの実現

我が国は、確固たる民主主義、法治主義に支えられた安定した司法制度、良好な治安や生活環境等が強みであり、特に、海外では家賃等を含めた生活物価の急上昇が見られる国もある中、相対的に我が国で生活することの魅力が高まっている。また、大きな実体経済と株式市場、約2,000兆円という家計金融資産は、資産運用ビジネスにとっての大きなポテンシャルとなっている。

1. 海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備

こうした、我が国の強みやポテンシャルを背景に、国際金融センターとしての日本の地位を確立すべく、海外資産運用業者等の参入促進に向けた環境整備に関する以下の各施策を実施した。

- (1) 海外当局による許認可を受け、海外の顧客資産の運用実績がある投資運用業者（海外の資金のみ運用）や、主として海外のプロ投資家を顧客とするファンドの投資運用業者に対し、簡素な手続き（届出）による参入制度を創設（2021年11月22日施行）し、英語でのワンストップ対応の対象に加えた。
- (2) 海外の資産運用会社に加え、海外から新規に参入する、一定の要件を満たす海外の証券会社に対しても、事前相談、登録審査及び監督等を英語で行うべく、府令・告示等を改正した（2022年3月29日公布・施行）。
- (3) 拠点開設サポートオフィスについて、事業者とのより密接なコミュニケーションや関係機関との連携等を行い、英語での登録が6件完了した（2022年6月末時点。変更登録含む。2021年1月の拠点開設サポートオフィス立ち上げからの累計数は8件）。
- (4) 投資運用業等の業登録を目指す国内外の事業者向けに、登録種別や登録審査手続き、登録要件の概要等を解説した「投資運用業等登録手続きガイドブック」につき、前述の簡素な手続き（届出）による参入制度の創設を踏まえた改訂（2021年11月）や、新たに我が国へ参入する海外の証券会社への英語での行政対応の拡大を踏まえた改訂（2022年3月）を行った。
- (5) 縦割りを打破した官民一体の金融創業支援ネットワーク構築を目的としたモデル事業を実施中であり、英語での業登録支援が3件完了

した（2022年6月末時点）。

2. 海外資産運用業者等に対する直接の働きかけの強化

各取組みを充実させることに加え、その認知や利用を拡大することも同様に重要であることから、以下の各施策を実施した。

（1）国際金融センターの特設ウェブページにつき、海外資産運用業者等が必要とする情報を掲載したほか、公式 LinkedIn ページを開設（2022年1月）し、英語での情報発信を開始した。

（2）国際金融センター関連施策（税制、在留資格、前述の簡素な手続き（届出）による参入制度の創設）や我が国での拠点開設・生活に役立つ情報を、分かりやすく発信するよう努めた。また、在外公館等とも連携し、セミナー等のプロモーションを行った（2020年7月以降、約50回のイベントに開催又は登壇を行い、延べ約4,800名の参加があった）。

（3）AI 翻訳サービスについて、金融庁の英語発信力強化に向けて、金融関係の翻訳精度の高い専用エンジンを搭載した金融専用モデルの実装を行った（2022年3月）。

V 資産運用業の高度化

1. 金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備への取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することが必要である。

2. 資産運用業の高度化に向けた取組み

国内大手資産運用会社及びグループ親会社等との間で、経営体制、商品組成・提供・管理、目指す姿・強みの明確化の各課題について、改善やさらなる高度化に向けた取組みの進捗状況について対話を実施した。

資産運用業全体の運用パフォーマンスの「見える化」を促進する観点から、公募投信にくわえて、金融機関等の機関投資家向けの私募投信の状況についても、引き続き調査・分析を行った。

上述の調査分析結果や各資産運用会社との対話の状況を「資産運用業高度化プログレスレポート 2022」としてとりまとめ、公表した（2022年5月）。